

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「所長」を「所長
次長」に改め、同条第2項中「担当課長,」を削り、同条第3項を削る。

第3条第3項中「前条第2項に規定する所長補佐は,」を「次長は所長を補佐し、前条第2項に規定する所長補佐は」に、「, 所長を」を「所長を」に改め、同条第4項中「担当課長,」を削る。

第4条第2項本文中「ときは」の右に「, 次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは」を加え、同項ただし書を削る。

第6条中「担当課長,」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)